

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年12月22日(火)午後3時から午後4時50分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(24名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
8番 郡司武幸 委員	9番 今井睦子 委員
10番 石田利之 委員	11番 大木丈雄 委員
12番 伊藤栄治 委員	13番 椎名正和 委員
14番 山崎幸治 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(3名)

7番 石毛甲子男 委員 15番 伊藤喜信 委員
23番 大木一夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 3件
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)
議案第6号 平成27年度第5次農用地利用集積計画について (別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか3名
(産業振興課)
職員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成27年12月定例農業委員会総会を開会いたします。
本日は、大木会長が欠席のため、太田会長職務代理から御挨拶をお願いいたします。

太田会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中24名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、以降の議事進行は太田会長職務代理にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、11番大木丈雄委員、12番伊藤栄治委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案には、伊藤栄治委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に番号6番について、事務局から議案の説明をお願いしま

す。伊藤委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

事務局 それでは、議案第1号の番号6番は所有権に関する件であります。

【議案第1号、番号6番を議案書を基に朗読】

番号6番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

3番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番の
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」番号6番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 伊藤栄治委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「農地法第3
条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案
の説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番、2番、5番、7番、8番及び10番から15番までは所有権移転に関する件、番号3番、4番及び9番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号6番を除き議案書を基に朗読】

番号6番を除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

14番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

9番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号4番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

1番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

4番 番号7番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地を集約し作
業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号8番について、意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号10番と11番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地
を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしております問題ない
と思われ
ます。

番号12番と13番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地
を集約し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしております問題ない
と思われ
ます。

番号14番について、譲受人は意欲的に営農をしております労働力からみて
も問題ないと思われ
ます。

19番 番号15番について、譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、当初計画者が専用住宅1棟とカーポート1棟を計画していましたが、仕事との関係で計画の実施が困難となったため、継承人が専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 番号1番について、現況雑種地及び畑計650.96㎡を譲り受け、専用住宅と公衆用道路を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、太陽光発電設備用地として、畑1, 083㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として、畑482㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、車両置場用地として、畑計1, 327㎡を借り受け計画するものです。現地は既に車両が置かれており、始末書が提出されています。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅及び公衆用道路用地として、現況雑種地及び畑計650.96㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号1番について、畑1, 083㎡を譲り受け、太陽光発電設備の設置を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

転用目的に問題ありません。

番号2番について、畑482㎡を借り受け、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

26番 番号3番について、畑計1,327㎡を借り受け、車両置場を計画するものです。始末書が提出されていますが、現地には既に車両が持ち込まれています。周辺住民より騒音に対し懸念があるようです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

4番 番号4番について、議案第2号番号1番と同一内容です。専用住宅と公衆用道路を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

4番 番号3番について、始末書が提出されていますが、申請中であるにも関わらず車両を持ち込んでいるようです。問題があると思います。

議長 暫時休憩します。

議長 議事を再開します。

18番 番号3番については、他の案件と別に審議採決してはいかがかと思いません。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番は他の案件とは別に審議採決してはどの御意見がありましたか。これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号3番について他の案件とは別に審議採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、番号3番は他の案件とは別に審議採決することに決しました。

議 長 最初に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番を除き質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号3番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番について質疑、御意見はございませんか。

4 番 既に車両が20台程度搬入された状態となっています。畑に戻した後に許可されるよう意見を付して県知事へ進達してはどうかと思います。

11 番 始末書の内容を朗読してください。

事務局 **【始末書を朗読】**

4 番 始末書は提出されていますが、畑に戻した後に許可されるよう意見を付して県知事へ進達されるようお願いしたいと思います。

議 長 ただ今、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番について、畑に戻した後に許可されるよう意見を付して県知事へ進達してはとの御意見がありました。これに御意見はございますか。

(意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号3番について畑に戻した後に許可されるよう意見を付して県知事へ進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、3件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑1筆を売買又は賃借したいとのことです。
あっせん申出番号2番については、畑1筆を賃借したいとのことです。
あっせん申出番号3番については、田5筆を売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番穴澤久男委員、24番石井敏雄委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に9番今井睦子委員、16番久古浩二委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を、選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番穴澤久男委員、24番石井敏雄委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に9番今井睦子委

員、16番久古浩二委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。なお、本議案には、熱田幸子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議採決します。最初に軽微変更の1番について、を議題とします。熱田委員は退席をお願いします。

(熱田委員退席)

議 長 熱田委員が退席しましたので、軽微変更の1番について去る12月18日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地副委員長から報告をお願いいたします。

11番(農地副委員長)

本件につきましては、去る12月18日書類審査終了後、市民ふれあいセンター視聴覚室において、平成27年12月8日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。軽微変更の番号1番については、委員から、計画されている水耕栽培用施設から排出されるであろう、不要となった養液の処理方法について質問が出され、処分方法によっては、周辺農地への影響が懸念されるのではとの意見が出されましたので報告します。計画案の詳細と調査結果につきましては、事務局担当課から御説明申し上げますので御審議をお願いします。

議 長 農地副委員長の報告が終わりました。
詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 施設から排出される廃液は、浄水機器を活用し水と濃縮液とに分離をした後、水は養液の希釈水として使用し残りは隣接する施設の洗浄水として使用することです。濃縮液は堆肥と混合し肥料として使用することです。排水路等への放流する計画はないとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(熱田委員着席)

議 長 熱田委員が着席しましたので、引き続き議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題とします。軽微変更の2番について去る12月18日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長から報告をお願いいたします。

19番(農地委員長)

農地委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る12月18日書類審査終了後、市民ふれあいセンター視聴覚室において、平成27年12月8日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。軽微変更の番号2番について審議した結果につきましては、本計画は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課から御説明申し上げます。

議 長 農地委員長の報告が終わりました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の軽微変更の2番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

1 3 番 当該施設は飼料米の施設ですか。

事務局 配合飼料を製造する施設となります。

議 長 その他質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「平成27年度第5次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る12月18日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

1 2 番 (農地銀行運営委員会会長)

農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る12月18日、農地委員会終了後、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催しました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定め

るため、平成27年12月7日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成27年度第5次農用地利用集積計画案を審議しました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

す。計画案の内容につきましては、利用権設定関係7件、対象面積合計41,935㎡、所有権移転関係14件、対象面積合計46,025㎡です。計画案の詳細につきましては、事務局担当課から説明をお願いします。

議長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。詳細に事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「平成27年度第5次農用地利用集積計画について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりで

す。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 　本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	3件
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
議案第6号 平成27年度第5次農用地利用集積計画について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成27年12月22日の匠瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。